

建設産業委員会 会議録

日 時 令和6年3月15日（金曜日） 午前9時50分～午前10時41分
場 所 白杵庁舎2階 第2委員会室

出席委員の氏名

委員長 内藤 康弘 副委員長 武生 博明 委 員 平川 幸司
委 員 芝田 英範 委 員 奥田富美子 委 員 牧 宣雄

欠席委員の氏名

（ な し ）

説明のため出席した者の職氏名

上下水道課長	斉藤 隆生	上下水道課長参事	日高誠一郎
政策監（インフラ担当）兼建設課長	高野 裕之	建設課参事	村上 和
政策監（産業担当）	佐藤 一彦	産業観光課長	佐藤 忠久
産業観光課参事	山木 哲男	産業観光課参事	安東 昌文
		その他関係職員	

出席した事務局職員の職氏名

書記 足立 卓也

傍聴者

（ な し ）

会議に付した事件及び審査結果

<審査議案>

番 号	件 名	審査結果
第14号	白杵市漁港管理条例の一部改正について	原案可決
第15号	白杵市道路占用条例の一部改正について	原案可決
第16号	白杵市都市公園条例の一部改正について	原案可決
第17号	白杵市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について	原案可決

第 1 8 号	臼杵市特別会計条例等の一部改正について	原案可決
第 1 9 号	サーラ・デ・うすき条例の一部改正について	原案可決
第 2 0 号	旧臼杵藩主稲葉家下屋敷及び旧平井家住宅条例の一部改正について	原案可決
第 2 1 号	臼杵市企業立地促進条例の一部改正について	原案可決
第 2 2 号	臼杵市水道事業給水条例等の一部改正について	原案可決
第 3 1 号	公有水面埋立てに関し意見を述べることについて	原案可決
第 3 2 号	市道の廃止及び認定について	原案可決

午前 9 時 5 0 分 開議

○委員長（内藤康弘）

ただ今から、建設産業委員会を開催いたします。

本委員会に付託されました議案は 1 1 件でございます。お手元の次第に沿って、審査を行いたいと思います。まずは、上下水道課所管の第 2 2 号議案 臼杵市水道事業給水条例等の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

◎上下水道課長（斉藤隆生）

（ 付議議案に基づき説明 ）

○委員長（内藤康弘）

以上で、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

（ な し ）

以上で、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（ な し ）

以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。第 2 2 号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

異議なしと認めます。よって、第 2 2 号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で、上下水道課所管の議案の審査を終わります。

休憩いたします。

午前9時53分 休憩

午前9時54分 再開

○委員長（内藤康弘）

再開します。

次に、建設課所管の第14号議案 白杵市漁港管理条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

◎政策監（インフラ担当）兼建設課長（高野裕之）

（ 付議議案及び条例議案新旧対照表に基づき説明 ）

○委員長（内藤康弘）

以上で、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

○委員（奥田富美子）

素朴な質問ですが、この法律の名前は変えなくてもよさそうな気がしますけれども、丁寧な表現になっているようですがその辺は分かりますか。

○委員長（内藤康弘）

休憩します。

午前9時56分 休憩

午前9時56分 再開

○委員長（内藤康弘）

再開します。高野政策監。

◎政策監（インフラ担当）兼建設課長（高野裕之）

奥田議員の質問にお答えいたします。制度が変わったことなどによる名称の変更だと認識しております。

○委員長（内藤康弘）

他にございませんか。

（ 「なし」の声 ）

以上で、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（ な し ）

以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。第14号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。よって、第14号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。

次に、第15号議案 白杵市道路占用条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

◎政策監（インフラ担当）兼建設課長（高野裕之）

（付議議案及び条例議案新旧対照表に基づき説明）

○委員長（内藤康弘）

以上で、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

○委員（平川幸司）

議案書の30、31ページに記載されている、乗じて得た額Aとは何ですか。

◎政策監（インフラ担当）兼建設課長（高野裕之）

このAは面積になります。

○委員長（内藤康弘）

他にございませんか。

（「なし」の声）

以上で、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（なし）

以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。第15号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。よって、第15号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。

次に、第16号議案 白杵市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

◎政策監（インフラ担当）兼建設課長（高野裕之）

（付議議案及び条例議案新旧対照表に基づき説明）

○委員長（内藤康弘）

以上で、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

(な し)

以上で、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(な し)

以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。第16号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。よって、第16号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。

次に、第17号議案 白杵市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

◎政策監（インフラ担当）兼建設課長（高野裕之）

(付議議案及び条例議案新旧対照表に基づき説明)

○委員長（内藤康弘）

以上で、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

○委員（奥田富美子）

自転車通行帯が設置できるといいなあとと思いますが、具体的に白杵市で可能性があるとしたらどの辺りになりますか。

◎政策監（インフラ担当）兼建設課長（高野裕之）

実際に条例としては施行されますが、先ほどご説明した区分等がありますので、区分で考えると白杵市道に関連する、当てはまる道路は、ほぼないような状況になります。

白杵市道で設計速度60キロというのは、なかなかないです。ほとんどが最高で40キロというところになりますので、これにつきましては設置を義務付けるものではなくて、自動車専用道とか大きい幹線道路には当てはまるような法律になると考えています。

○委員長（内藤康弘）

他にございませんか。

(「なし」の声)

以上で、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(な し)

以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。第17号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

異議なしと認めます。よって、第17号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。

次に、第31号議案 公有水面埋立てに関し意見を述べることに付してを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎政策監（インフラ担当）兼建設課長（高野裕之）

（ 付議議案及び配布資料に基づき説明 ）

○委員長（内藤康弘）

以上で、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

○委員（奥田富美子）

図で示されている赤い申請箇所のところ、全部埋め立てられると思ってよいのでしょうか。

◎政策監（インフラ担当）兼建設課長（高野裕之）

奥田議員の質問にお答えいたします。

申請箇所は区域で囲っています。埋め立てる箇所は道路に隣接した箇所、ところによっては、道路が1車線丸ごと外れて海のほうに入るところもあれば、今の道路に少し付け加えるようなところもあります。

埋立ての範囲としましては、図の赤で示す以外に写真①②③と書いた点線区域があります。

そちらの方は漁港区域外ではありますが、そちらも埋立て申請の範囲に入っております。

こちらの方も道路に付いている箇所の海岸部は埋め立てになるような計画になっています。

○委員長（内藤康弘）

委員として質疑をしたいので、暫時委員長を交代します。

（ 委員長を武生副委員に交代 ）

○委員（内藤康弘）

埋立て申請範囲についてです。今から何年かにわたって埋め立てるかと思いますが、予定としてはどれぐらいで埋め立てるのでしょうか。

◎政策監（インフラ担当）兼建設課長（高野裕之）

これが県の工事になりますので、詳細を確認した上でご報告させていただきたいと思います。

○副委員長（武生博明）

それでは委員長を交代します。

（ 委員長を内藤委員長に交代 ）

○委員長（内藤康弘）

他にございませんか。

(な し)

以上で、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(な し)

以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。第31号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。よって、第31号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。

次に、第32号議案 市道の廃止及び認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

◎政策監（インフラ担当）兼建設課長（高野裕之）

(付議議案及び配布資料に基づき説明)

○委員長（内藤康弘）

以上で、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願い致します。

◎委員（芝田英範）

東光寺5号線というのは旧道ですか。

◎政策監（インフラ担当）兼建設課長（高野裕之）

東光寺5号線は旧道の502号になります。

◎委員（芝田英範）

旧道を認定するのはどんな意味があるのでしょうか。通行者がいるのでしょうか。

◎政策監（インフラ担当）兼建設課長（高野裕之）

芝田議員のご質問にお答えいたします。基本的に県道・国道を廃止する場合については、市道に移管するようになっております。芝田議員がおっしゃる東光寺5号線については、実際には通行はあまり考えられませんが、この中段にはまだ家屋もあります。この家屋に行くためには市道を廃止するということにはなりませんので、市道で認定を行うものです。

○委員長（内藤康弘）

他にございませんか。

(「なし」の声)

以上で、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(な し)

以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。第３２号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

異議なしと認めます。よって、第３２号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で、建設課所管の議案の審査を終わります。

休憩いたします。

午前１０時１７分 休憩

午前１０時２４分 再開

○委員長（内藤康弘）

再開します。

次に、産業観光課所管の第１８号議案 白杵市特別会計条例等の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

◎産業観光課長（佐藤忠久）

（ 付議議案及び条例議案新旧対照表に基づき説明 ）

○委員長（内藤康弘）

以上で、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

（ な し ）

以上で、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（ な し ）

以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。第１８号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

異議なしと認めます。よって、第１８号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。

次に、第１９号議案 サーラ・デ・うすき条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

◎産業観光課参事（安東昌文）

（ 付議議案、条例議案新旧対照表及び配布資料に基づき説明 ）

○委員長（内藤康弘）

以上で、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

（ な し ）

以上で、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（ な し ）

以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。第１９号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

異議なしと認めます。よって、第１９号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。

次に、第２０号議案 旧白杵藩主稲葉家下屋敷及び旧平井家住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

◎産業観光課参事（山木哲男）

（ 付議議案、条例議案新旧対照表及び配布資料に基づき説明 ）

○委員長（内藤康弘）

以上で、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

○委員（奥田富美子）

条例を見ると、「旧平井家」の文言が消えて、「稲葉家下屋敷等」となっていますが、この「等」の中に入ったという理解でよろしいでしょうか。

◎産業観光課参事（山木哲男）

こちらについては、新旧対照表では第１条が略されております。第１条で「稲葉家下屋敷等」と略称をとるように定めています。

○委員長（内藤康弘）

他にございませんか。

（ 「なし」の声 ）

以上で、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（ な し ）

以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。第20号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

次に、第21号議案 白杵市企業立地促進条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

◎産業観光課参事（安東昌文）

（ 付議議案及び条例議案新旧対照表に基づき説明 ）

○委員長（内藤康弘）

以上で、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

（ な し ）

以上で、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（ な し ）

以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。第21号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

異議なしと認めます。よって、第21号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で、産業観光課所管の議案の審査を終わります。

以上で、建設産業委員会に付託されました議案11件の審査を終了いたします。

午前10時41分 閉会

白杵市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに記録を作成する。

令和6年3月15日

白杵市議会

建設産業委員会委員長 内藤康弘